

令和2年度 公共事業評価委員会 議事録(要旨)

日 時：令和2年11月11日(水) 10:05～11:40

場 所：徳島県庁 10F 大会議室

出席委員：山中会長、栗飯原委員、奥嶋委員、上月委員、後藤委員、近藤委員

【再評価番号1 一般国道439号 落合バイパス】

(上月委員)

計画変更による便益の損失は費用対便益の計算で出されているのか。

(道路整備課)

現時点の便益の計算で盛り込んでいる。

社会的割引率の4%で便益を計算しております。

(山中会長)

投資した分の便益が出てこないの、利子分も現れない。開通して初めて便益が生じるという想定になっている。開通後50年の便益を計上しているのが、計画が遅れると総便益は変わらないが、お金は早めに投資しているのに回収できていない状況。

工事能力とかいろいろあるが、どこか一気に投資して開通させたほうが効果は高い。

道路の場合は、トンネル掘ったけどつながっていなかったりすると、トンネルに使ったお金は死んでいる状態であるので、投資効果は全くない状態。民間企業ではあり得ない。

林道のように、少しでもできれば、その周辺から木材が搬出され、効果が出ているので、つながらなくてもいいが、道路の場合、つながらないと全く効果が出てこない。借金を先にして全然返ってきていない。

(道路整備課)

当箇所は、8工区に分けて整備しており、残りは、第7工区のみとなっており、他の工区は供用している。

(山中会長)

この箇所もトンネルが抜けないと駄目というわけではない。途中で供用している。途中の便益も計上しているのか。

(道路整備課)

はい。

【再評価番号2 徳島環状線 国府藍住工区】

(上月委員)

側道で進めていくということだが、真ん中の高架用地がもったいないので、早期に有効活用するということを示していくべきではないか。

(道路整備課)

徳島環状線の新浜八万工区では、市営バスの回転場として活用し、末広大橋では津波避難場所として活用している。

当該工区の隣の国府工区では、大規模災害発生時の応急仮設住宅用地として登録を行った。当該工区では、防災まちづくりや民間活用による地域の活性化を目指して効果的な道路空間の活用を検討して参りたい。

(上月委員)

この箇所は、津波で被災しない貴重な公共用地のため、是非活用してもらいたい。

(山中会長)

それも踏まえて真ん中にアクセスできるようにするなど考えてもらいたい。

(奥嶋委員)

環状線はネットワーク効果の大きい事業だが、ネットワークの範囲はどこまでか。便益は、他の環状線の整備に影響されると思うが、どう考えて算出しているのか。

(道路整備課)

徳島県全体である。便益は全てのネットワークが完成したことを想定して算出。

(山中会長)

県内の計画路線が全部完成しているという想定。どこを付け替えるかでだいぶ変わってくる。完成ネットワークの方が便益は低くなるのかもしれない。

【再評価番号3 福井川】

(近藤委員)

全体事業費の増額要因は何か。

(河川整備課)

福井川には希少種である魚類オヤニラミが生息しているため、環境配慮型の護岸に変更したこと、水源地の移設や橋梁の詳細設計を行ったことで増額となっている。

【事後評価番号2 前川】

(近藤委員)

災害が激甚化している。当初の見込みと違っているところはあるのか。それに対して新たに整備しなければならないことはあるのか。

(河川整備課)

今のところは、10年に1回の洪水を流すという計画規模のまま対応していく。昨今の激甚化している中では、ハード・ソフト合わせて命を守っていくということで、タイムライン作成や危機管理型水位計で情報を的確に地元住民に伝え、まずは避難してもらおうよう対応していく。

(上月委員)

激甚化には対応できないと思うが、頻発する豪雨には対応できるので、ソフト対策で、速く逃げてもらうように対策しているということ。

(山中会長)

この情報は非常に重要で、この地域に立地しようとか開発を考えるときに、しっかりと伝えてもらいたい。改修終わると安心して、かえって都市計画的にどうかなという所に立地してしまうことがある。特に高齢者施設や規制がかからないものが入ってきてしまう。

このことは、大変重要で、地元の説明する際に、「激甚化には対応できない」ということを伝え、その災害時を想定して設計してもらえるように発信してもらいたい。

(後藤委員)

事後評価対象案件の完了時期が異なるのはなぜか。

(河川整備課)

かつて完了後すぐに行っていたが、効果が目に見えないため、5年以内の適切な時期に行っている。河川事業は大きな雨があれば評価している。

(事務局)

以前、当委員会で、「事業完成後すぐにするのではなく、ある一定期間5年以内の中で、効果が出てきたところを見定めて事後評価してはどうか」との意見があった。

(砂防防災課)

地すべり事業は、昨年終わっているが、工事は30年度に完成し、観測を1年して事業完成となっている。

(上月委員)

前川が土砂がたまったり木が生えたりしているように見えるが、管理は県か。

(河川整備課)

管理は県である。洪水を安全に流すのに支障がある土砂や樹木については、まずは河川パトロールで確認した段階で計画的に撤去している。

最近では3か年緊急対策で国から予算をいただいたり、今年度からは緊急浚渫推進事業債という県にとって有利な地方債制度も創設されたため、これらを活用し維持管理を行う。

【再評価番号4, 5 地すべり】

(上月委員)

土砂災害警戒区域が県内に多くあるが、全体像を知りたい。いくら終わっていくら残っているのか。一度整理して見せてもらいたい。

(砂防防災課)

県土整備部所管では、土石流が2,262、地すべり292、急傾斜地が9,814で全体で12,368箇所の指定が、昨年12月までに完了している。このうち、病院や学校などの要配慮者利用施設、災害時における避難所が含まれる箇所の整備を優先的に進めており、143箇所の整備が完了している。全体の計画書はないが、指定前の基礎調査を行っているので、その情報を基に整理している途中である。

(上月委員)

できれば見せてもらいたい。どれくらいの時間をかけて、どれくらいのことをするのか知りたい。ちなみに現在、動いている事業はいくらか。

(砂防防災課)

県事業は、土石流が18、地すべり32、急傾斜地7箇所である。その他にも比較的小規模な急傾斜地では、県が市町村に補助し、市町村が実施している事業もある。

(上月委員)

そういうものも県民の方に知ってもらうように工夫してもらいたい。

(山中会長)

最近は関心も高まってきているので、全体像をうまく説明することを工夫してもらいたい。山がどんどん崩れてきて、その場その場の手当になってしまっていて、「戦略的はあるのか」と言われかねない。災害が起きていろいろなところで事業している。

うまく整理していただいて、こんな考え方で進めていくというものを出した方がいい。

【再評価番号 8～11 砂防事業 休止箇所】

(近藤委員)

費用対効果もあり、住民や市町村からの要望もあり、必要性はあるのに収用せず、なぜ休止するのか。休止・継続という判断基準はあるのか。

(砂防防災課)

道路事業や河川事業はルート等が決まっており、公益性を説明できるが、砂防事業の場合、堰堤設置場所が現計画で満足するものか、1基で土砂が止まるのか、2基がよいのか、現計画が最適であると説明しにくいいため、土地収用法の適用は厳しい。

平成27年度に砂防事業の停滞が問題となり、運用を変更し、原則休止として取り組んでいる。要配慮者施設などの重要な守るべき施設があり、また地元全体での事業への同意はあるが、用地関係者から同意が得られていないため、中止ではなく休止と判断している。

(近藤委員)

特に山関係では、土地の相続ができていないので、地権者が多くなっているという問題になっている。時間が経つにつれ、どんどん多くなってしまいが、国の方針などはあるのか。

(政策監)

国も所有者不明土地の対策もしているが、人の土地を同意無しに取るというのはなかなか進んでいない。

平成27年度の会計検査で、長期未着工の砂防事業として報告された。今回の箇所は、いったん休止して、ソフト対策をしながら、皆様のご協力をお願いしていきたい。

(上月委員)

公共事業全般のことになるが、職員の負担もあると思うが、何割くらいの合意があれば、事業化になるのか。事業にかかれる条件の下なら事業化するという基準が必要ではないのか。

(山中会長)

測量、設計しているので着手の段階で、目処を立ててしているだろうが、その時に地権者の情報は無いのか。

(政策監)

調査した約1万2千箇所から、費用対効果の大きい箇所や要配慮者施設がある箇所から事業化を検討し、地元市町村からの情報も参考にしながら事業化する。事業化後に測量や設計を行ったら、用地や補償など当初見込んでいなかった事象が出てくる場合もある。当初からこうするという基準はないが、危ないところから事業化すること

を基準にしている。測量や設計もしない時から用地が難航するかどうかなどを見極めるのは難しい。

(砂防防災課)

事業化の説明時には地元全体での合意はあるが、いざ個別に交渉すると単価面などで合意に至らないことがある。

(山中会長)

相続や境界など想定できなかつた問題もあるが、事業化前には地元の総意は取れているということが良いか。

(砂防防災課)

全体での合意は取れている。事業着手前には市町村に確認している。

(山中会長)

砂防事業において、特にこの問題が多く、被害を受ける人と地権者が異なる場合が多いのだろう。相続人も県外になるとなおさらである。

国の制度としても、山をずっと持っていることに対してコストがかかる仕掛けをしてみてもいいのではと思う。山の保有者には責任があるので、もし災害が起きてその土地が崩れて被害を与えた場合、その方の責任という感じになりかねない。県事業に反対していたということで責任が生じることになりかねない。今議論はないが、土地の所有者として管理する責任はあるので、金銭化や明確化していくことを訴えてもいいのではないかと思う。あくまで個人的見解である。

(山中会長)

この4件については、休止したいということである。休止はするが、用地交渉は続けていくということ。重要な施設があるため、引き続き市町村と協力して交渉を続けてもらいたい。

附帯意見については、今回の休止案件も含めて、砂防事業全体についての、着手段階での確認、重要な箇所、整備の容易さ・見込みも精査しながら進めていただくということ。砂防事業全体についての効率化、戦略的に進めるための計画づくりをしていただきたいということをお願いしたいと思います。